

第117期

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場 所

福島県郡山市中町19番1号
当行本店大会議室（6階）

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時まで
当行は「スマート行使」を採用しております。詳細は4ページをご参照お願いいたします。



大東銀行

証券コード：8563

目 次

第117期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	9
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	13
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	19
添付書類	
第117期事業報告	
1. 当行の現況に関する事項	21
2. 会社役員（取締役）に関する事項	29
3. 社外役員に関する事項	33
4. 当行の株式に関する事項	36
5. 当行の新株予約権等に関する事項	37
6. 会計監査人に関する事項	38
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	39
8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	39
9. 特定完全子会社に関する事項	44
10. 親会社等との間の取引に関する事項	44
11. 会計参与に関する事項	44
12. その他	44
第117期計算書類	
貸借対照表	45
損益計算書	46
第117期連結計算書類	
連結貸借対照表	47
連結損益計算書	48
監査報告書	
会計監査人の監査報告書謄本	49
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	51
監査等委員会の監査報告書謄本	53

(証券コード8563)
2022年6月1日

株 主 各 位

福島県郡山市中町19番1号
株式会社 大東銀行
取締役社長 **鈴木孝雄**

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、株主さまの安全確保及び感染拡大防止のために、株主さまには可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、マスク着用をお願い申し上げます。併せて、当日の現状に応じ当行の判断により、株主総会会場において株主さまの安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、3ページから5ページの「議決権行使等についてのご案内」をご参照いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福島県郡山市中町19番1号 当行本店大会議室（6階）
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1.第117期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 2.第117期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ **当行は「スマート行使」を採用しております。4ページをご参照お願いいたします。**
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.daitobank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 株主資本等変動計算書
 - ② 個別注記表（計算書類の注記）
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 連結注記表（連結計算書類の注記）
 - ◎ 本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(<https://www.daitobank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
また、第117期定時株主総会招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年6月24日（金）
午前10時

2 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいた上、行使期限までに当行に到着するようにご返送下さい。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。
※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照下さい。

行使期限

2022年6月23日（木）
午後5時までに到着

3 インターネットで行われる場合



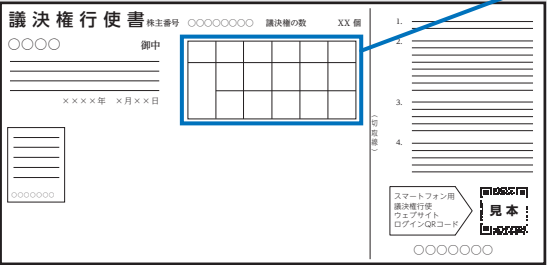
当行指定の議決権行使ウェブサイト
▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力下さい。
※詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

行使期限

2022年6月23日（木）
午後5時までに入力

議決権行使書のご記入方法のご案内

（議決権行使書イメージ）



右片の裏側にインターネットによる議決権行使に必要となる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

こちらに、各議案の賛否をご記入下さい。

第1号議案 第2号議案 第5号議案
賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
否認の場合 → 「否」の欄に○印

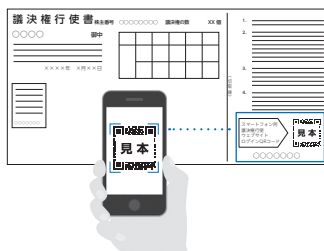
第3号議案 第4号議案
全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
一部の候補者を → 「賛」の欄に○印をし、
否認する場合 否認する候補者の番号を
ご記入下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

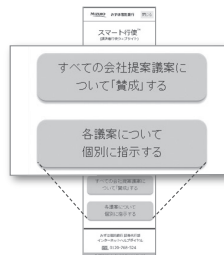
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取して下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

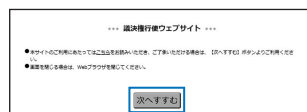
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

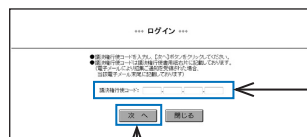
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

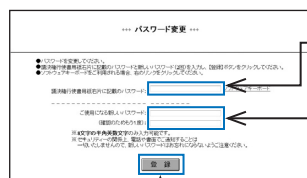
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 「スマート行使」による方法

- ・同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン^{※1}でお読み取りいただき、当行指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力下さい（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- ・「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記(2)の方法により再度ご行使いただく必要があります。

(2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

当行指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏側に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (3) 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主さまが変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (4) パスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱い下さい。なお、パスワードを当行及び株主名簿管理人よりお尋ねすることはありません。
- (5) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続き下さい。

（ご注意）

- ・ **議決権の行使期限は2022年6月23日（木曜日）午後5時となっております。**行使期限内に入力を完了したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- ・ 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- ・ インターネット接続・利用に関する費用は株主さまのご負担となります。
- ・ インターネットによる議決権の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせ下さい。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（受付時間9：00～21：00）

※1 QRコードを読み取るアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第117期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金につきましては、引き続き経営基盤の充実と経営体質の強化を図るための効果的な投資等に有効に活用してまいります。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金30円 総額 380,147,190円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	< 削 除 >

現行定款	変更案
< 新 設 > 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第115期定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であったものを含む。)の行 為に関する会社法第423条第1項の損害賠 償責任を限定する契約については、なお同 定時株主総会の決議による変更前の定款第 32条の定めるところによる。 < 新 設 >	(電子提供措置等) 第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情 報について、電子提供措置をとるも のとする。 ② 当銀行は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全部 または一部について、議決権の基準 日まで书面交付請求した株主に対 して交付する書面に記載しないこと ができる。 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第115期定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であったものを含む。)の行 為に関する会社法第423条第1項の損害賠 償責任を限定する契約については、なお同 定時株主総会の決議による変更前の定款第 32条の定めるところによる。 (電子提供措置等の効力発生日) 定款第16条の変更は、会社法の一部を改 正する法律(令和元年法律第70号)附則 第1条ただし書きに規定する改正規定の 施行の日である2022年9月1日(以下 「施行日」とい)から効力を生ずるもの とする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6 か月以内の日を株主総会の日とする株主 総会については、定款第16条(株主総 会参考書類等のインターネット開示とみ なし提供)はなお効力を有する。 ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した 日または前項の株主総会の日から3か月 を経過した日のいずれか遅い日後にこれ を削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会より、本議案は当行の取締役候補者の指名方針に従い、指名・報酬委員会における審議を経て適切に取締役候補者が選任されており、各候補者は当行の取締役として適任であるとの意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位及び担当
1	鈴木 孝雄 再任社内	取締役社長（代表取締役） 事務システム部、監査部担当
2	岡 安廣 再任社内	常務取締役（代表取締役） 人事総務部、営業開発部、証券国際部担当
3	三浦 謙一 再任社内	常務取締役（代表取締役） 経営部長 経営部、審査部担当
4	大里 裕昭 再任社内	取締役 証券国際部長
5	古川 光雄 新任社内	常務執行役員 営業開発部長

再任

…再任取締役候補者

新任

…新任取締役候補者

社内

…社内取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 普通株式数
再任 1	社内 すずき たかお 鈴木 孝雄 (1953年11月15日生)	1976年4月 当行入行 1996年2月 同 うねめ支店長 1998年3月 同 本店営業部副部長 2001年4月 同 二本松支店長 2003年3月 同 朝日エリア長兼朝日支店長 2004年6月 同 常務取締役 2008年6月 同 専務取締役 2010年6月 同 取締役社長（代表取締役） 現在に至る 【担当】 事務システム部、監査部	12,900株
【取締役候補者とした理由】 支店長を歴任し豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2004年の常務取締役就任以来、専務取締役を歴任するなど経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。			
再任 2	社内 おか やすひろ 岡 安 廣 (1955年11月30日生)	1974年4月 当行入行 1999年3月 同 石川支店長 2001年4月 同 川俣支店長 2003年3月 同 白河支店長 2004年6月 同 債権管理部長 2008年7月 同 執行役員審査部長 2010年6月 同 取締役審査部長 2013年6月 同 常務取締役（代表取締役） 現在に至る 【担当】 人事総務部、営業開発部、証券国際部	4,400株
【取締役候補者とした理由】 支店長や債権管理部長、審査部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2010年の取締役就任以来、経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 普 通 株 式 数
再任 3	社 内 み うら けん いち 三 浦 謙 一 (1958年1月26日生)	1980年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 入行 2008年7月 同 福岡支店長 2010年11月 株式会社新生銀行から当行へ出向 執行役員経営部長 2012年6月 当行取締役経営部長 2012年7月 同 取締役営業企画部長 2014年7月 同 取締役経営部長 2015年8月 同 取締役システム部長兼事務部長 2016年6月 同 常務取締役(代表取締役)システム部長 兼事務部長 2017年7月 同 常務取締役(代表取締役)本店営業部長 2019年4月 同 常務取締役(代表取締役)経営部長 現在に至る 【担当】経営部、審査部	5,200株
【取締役候補者とした理由】 大手銀行で支店長を歴任後、当行においては経営部長、営業企画部長、システム部長兼事務部長、本店営業部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2012年の取締役就任以来、経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。			
再任 4	社 内 おお さと ひろ あき 大 里 裕 昭 (1957年12月26日生)	1981年4月 当行入行 2001年4月 同 証券国際部主任調査役 2003年3月 同 総合企画部主任調査役 2004年6月 同 経営部主任調査役 2005年7月 同 経営部副部長 2008年7月 同 証券国際部長 2013年6月 同 執行役員証券国際部長 2017年6月 同 取締役証券国際部長 現在に至る	3,300株
【取締役候補者とした理由】 経営部副部長、証券国際部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2017年から取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 普通株式数
新任 5	社内 ふるかわみつお 古川光雄 (1961年6月10日生)	1984年4月 当行入行 2002年7月 同 鶴見坦支店長 2005年7月 同 郡山Aブロック長兼方八町支店長兼 小原田支店長 2008年7月 同 いわきブロック長兼平支店長 2010年7月 同 県北ブロック長兼福島支店長 2012年6月 同 執行役員県北ブロック長兼福島支店 長 2013年7月 同 執行役員審査部長兼債権管理部長 2014年7月 同 執行役員本店営業部長 2016年6月 同 取締役本店営業部長 2017年7月 同 取締役営業推進部長 2020年7月 同 常務執行役員営業開発部長 現在に至る	4,000株
【取締役候補者とした理由】 支店長や審査部長兼債権管理部長、本店営業部長、営業推進部長を歴任し豊富な業務知識・業務経験を有しており、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、取締役に選任をお願いするものです。			

(注) 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位及び担当
1	わた なべ ひろ かつ 渡辺 宏和 再任 社内	取締役監査等委員（常勤）
2	し みず のり お 清水 紀男 再任 社外 独立	取締役監査等委員（社外）
3	まつ もと み か 松本 三加 再任 社外 独立	取締役監査等委員（社外）
4	かん の ひろ ゆき 菅野 裕之 再任 社外 独立	取締役監査等委員（社外）
5	さ とう ちかし 佐藤 親 再任 社外 独立	取締役監査等委員（社外）

再任	…監査等委員としての再任取締役候補者	社内	…社内取締役候補者	社外	…社外取締役候補者
独立	…証券取引所届出独立役員				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 普通株式数
再任 1	社内 わた なべ ひろ かつ 渡 辺 宏 和 (1961年3月21日生)	1983年4月 当行入行 2003年8月 同 西川支店長 2005年7月 同 総務部副部長 2008年7月 同 総務部長 2012年7月 同 東京支店長兼東京事務所長 2014年7月 同 総務部長 2015年6月 同 執行役員総務部長 2020年6月 同 取締役監査等委員（常勤） 現在に至る	5,120株
【監査等委員候補者とした理由】 支店長や東京支店長兼東京事務所長、総務部においては副部長、部長を務め、人事管理や職員の育成・能力開発に携わるなど、豊富な業務知識・業務経験を有しており、これらの実績に基づき、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である取締役に選任をお願いするものです。			
再任 2	社外 し みず のり お 清 水 紀 男 (1957年7月24日生)	1981年4月 日本銀行入行 2004年2月 同 青森支店長 2007年5月 同 神戸支店長 2009年5月 同 総務人事局審議役 2010年6月 同 発券局長 2013年4月 同 総務人事局長 2014年6月 同 退職 2014年7月 株式会社商工組合中央金庫常務執行役員 2015年6月 同 取締役常務執行役員 2018年6月 同 退任 2018年6月 ときわ総合サービス株式会社取締役 2019年6月 同 代表取締役社長 2020年6月 当行 取締役監査等委員（社外） 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ときわ総合サービス株式会社代表取締役社長	0株
【監査等委員候補者とした理由及び期待される役割の概要】 日本銀行において、長年にわたって金融業務に携わっており、銀行業務に精通した専門的知見を有しております。また、事業会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。この実績を踏まえ、当行意思決定の健全性と透明性に寄与し、経営の監督強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。			
【独立性に関する補足説明】 同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断しております。当行は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。			
【監査等委員の在任期間】 同氏は現在当行の監査等委員であります。監査等委員としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 普 通 株 式 数
再 任 3	社 外 独 立 まつもとみか 松 本 三 加 (1974年2月3日生)	2000年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 桜丘法律事務所入所 2001年 4 月 紋別ひまわり基金法律事務所 （旭川弁護士会）所長 2006年 9 月 カリフォルニア大学バークレー校 （日弁連派遣）客員研究員 2007年 9 月 相馬ひまわり基金法律事務所 （福島県弁護士会）所属弁護士 2010年 9 月 浜通り法律事務所（福島県いわき市）開所 2015年 6 月 当行社外監査役 2020年 6 月 同 取締役監査等委員（社外） 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 弁護士	100株
	【監査等委員候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士として長年培ってきた知識・経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役役に選任をお願いするものです。上記の理由により監査等委員である社外取締役役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		
	【独立性に関する補足説明】 同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断しております。当行は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。		
	【監査等委員としての在任期間】 同氏は現在当行の監査等委員であります。監査等委員としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 普通株式数
再任 4	社外 独立 かのひろゆきの 菅野裕之 (1954年12月15日生)	1978年 4 月 福島県庁入庁 2005年 4 月 同 財務領域財政グループ参事 2007年 4 月 同 総務部政策監 2009年 4 月 公立大学法人会津大学理事 (総務・財務担当) 兼事務局長 2011年 6 月 福島県庁 会計管理者兼出納局長 2012年 4 月 同 保健福祉部長 2014年 3 月 同 退職 2014年 4 月 公益財団法人ふくしま自治研修センター 代表理事兼所長 2018年 3 月 同 退職 2019年 6 月 当行社外監査役 2020年 6 月 同 取締役監査等委員 (社外) 現在に至る	0株
	【監査等委員候補者とした理由及び期待される役割の概要】 福島県庁において、長年にわたって財務・財政・総務領域に携わっており、銀行業務にも通ずる豊富な経験・知識・見識を有しております。これらの実績に基づき、独立・中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役を選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		
	【独立性に関する補足説明】 同氏は元福島県職員であり、当行と福島県の間に預金及び融資取引等がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断しております。当行は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。		
	【監査等委員としての在任期間】 同氏は現在当行の監査等委員であります。監査等委員としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 普 通 株 式 数
	社 外 独 立 さ とう ちかし 佐 藤 親 (1956年5月10日生)	1980年 4 月 郡山市役所入所 2005年 4 月 同 財務部財政課長 2008年 4 月 同 教育委員会事務局参事兼総務課長 2011年 5 月 同 議会事務局長 2013年 4 月 同 教育委員会事務局生涯学習部長 2015年 4 月 同 総務部長 2017年 3 月 同 退職 2017年 4 月 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団常務理事 2018年 4 月 同 理事長 2020年 3 月 同 退任 2020年 6 月 当行 取締役監査等委員（社外） 現在に至る	0株
再 任 5	【監査等委員候補者とした理由及び期待される役割の概要】 郡山市役所において、長年にわたって財務、総務領域の行政に携わっており、銀行業務にも通ずる豊富な経験、知識、見識を有しております。これらの実績に基づき、独立・中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役に応任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 【独立性に関する補足説明】 同氏は元郡山市職員であり、当行と郡山市の間に預金及び融資取引等がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断しております。当行は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。 【監査等委員としての在任期間】 同氏は現在当行の監査等委員であります。監査等委員としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。監査等委員である社外取締役候補者清水紀男氏、松本三加氏、菅野裕之氏及び佐藤親氏が原案どおり選任されますと、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
3. 松本三加氏におきましては、戸籍上の氏名は渡邊三加であります。職業上使用している氏名で表記しております。

[ご参考] 取締役候補者のスキルマトリックス

	候補者氏名	独立性	特に期待する知識・経験・能力						
			企業経営	金融実務	営業 マーケティング	法務 コンプライアンス	財務・会計	人事労務	地域経済
監査等委員でない取締役	鈴木 孝雄		●	●	●	●	●		●
	岡 安廣		●	●	●		●		●
	三浦 謙一		●	●		●	●	●	
	大里 裕昭		●	●		●	●		
	古川 光雄			●	●		●		●
監査等委員である取締役	渡辺 宏和			●		●	●	●	
	清水 紀男	●	●	●			●	●	
	松本 三加	●	●			●		●	
	菅野 裕之	●						●	●
	佐藤 親	●						●	●

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

2020年6月26日開催の第115期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について年額180百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）とご承認いただいております。今般、将来選任される取締役も含め、取締役に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の外枠で、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額36百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当行の現在の取締役は9名（うち、監査等委員である取締役は5名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち、監査等委員である取締役は5名）となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年63,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当行の普通株式の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当行の取締役その他当行取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当行の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が、当行の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当行の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当行は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当行の取締役その他当行取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当行の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当行は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当行は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当行は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告31頁に記載のとおりであります。当行は、本議案をご承認いただいた場合に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

監査等委員会是指名・報酬委員会における審議内容や報酬体系、報酬額の算定方法等を確認し、本議案につきまして妥当であると判断しております。

(ご参考)

当行は、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件として、当行の執行役員に対しても、本制度と同様、譲渡制限付株式を付与する制度を導入する予定であります。

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

[企業集団の主要な事業内容]

当行グループは、当行及び連結される子会社等2社で構成され、銀行業を中心に、クレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

[金融経済環境]

当事業年度におけるわが国経済は、感染対策と経済社会活動の両立を進める中で持ち直しの動きが続いておりますが、オミクロン株の感染急拡大など、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況や供給制約、原材料価格の高騰などの影響から、一部に弱い動きがみられました。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済動向をみますと、個人消費は新型コロナウイルス感染症による下押しの影響により、外食や旅行等のサービス消費を中心に弱い動きが続きましたが、主要小売業販売額など一部に持ち直しの動きが見られました。一方、公共投資は、東日本大震災からの復興関連工事を中心に減少が見られました。企業倒産件数は政府や日本銀行による各種資金繰り支援や需要喚起策を背景に、前年に引き続き抑制された水準で推移しました。

[事業の経過及び成果]

こうした金融経済環境のもと、「共創力と提案力で地域の豊かな未来を実現する」という経営理念の実現に向け、2020年度からの3年間を計画期間とする「第五次中期経営計画」に取り組んでおります。

(法人のお客さまに向けた取組み)

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、事業を営んでおられるお客さまに対しては、引き続き資金繰り支援を行うなど、金融仲介機能の発揮に全力で取り組んでまいりました。また、お客さまが抱える経営課題や、地域の産業構造変革に対応するため、創業支援のほか、事業承継やM&A、事業再生支援等のコンサルティング活動にも積極的に取り組んでまいりました。

このほか、お客さまの設備資金ニーズに対し融資、リースをワンストップかつ迅速に提案するため、リース媒介業務の取組みも強化いたしました。さらに、地域の生産性向上に向けて、お客さまのデジタル化を支援する取組みとして、新たにICTコンサルティングのサービスをスタートさせました。

(個人のお客さまに向けた取組み)

個人のお客さまに対しては、お客さまの資産状況やライフプランに合わせ、最適なお提案が出来るよう、投資信託及び保険商品のラインナップの見直しを実施いたしました。このほか、幅広い住宅取得ニーズにお応えするため、住宅ローンの商品内容の拡充を行いました。これと併せて、ローンセンターの人員配置や所在地の見直しなどサービス提供体制の強化も実施いたしました。

(人材活躍に向けた取組み)

年齢や性別にとらわれない多様な人材の活躍を促進するため、人材育成の環境整備や人事制度の見直しなどに継続的に取り組んでまいりました。このほか、働きやすい職場環境の創出や生産性の向上に向け、新たに「健康経営宣言2021」を策定し、従業員及びその家族の健康の維持・増進に取り組んでまいりました。この結果、経済産業省が実施する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人 2022」の認定を受けました。

(サステナビリティ経営に向けた取組み)

地域社会の課題解決に向けた活動を通し、地域の発展と持続的な企業価値の向上に努めることを目的として、新たに「サステナビリティ方針」を制定いたしました。この方針のもと、新たに「ESG 取組方針」を制定するとともに、「SDGs取組方針」についてもその取組み内容の見直しを行いました。このほか、「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」提言への賛同を表明いたしました。今後は気候変動・環境問題への対応を一層強化していくとともに、気候変動のリスクや機会に関する情報開示の充実にも努めてまいります。

このような取組みの結果、当行の業績は以下のとおりとなりました。

(主要勘定)

預金（譲渡性預金を含む）につきましては、主に法人預金が減少したことなどから、前期末比12億円減少して8,074億円となりました。

貸出金につきましては、住宅ローンを中心に個人向け貸出が増加したことなどから、前期末比473億円増加して6,372億円となりました。

(損益)

経常収益は、貸出金利息の増加に伴う資金運用収益の増加や、預り資産販売増加等に伴う役務取引等収益の増加など本来業務の収益は増加したものの、有価証券売却益の減少に伴うその他業務収益やその他経常収益の減少などにより、前期比2億60百万円減少して117億35百万円となりました。

一方、経常費用は、営業経費や与信関連費用の減少などにより、前期比8億12百万円減少して96億42百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比5億51百万円増加して20億92百万円となりました。

また、当期純利益は、前期比2億7百万円増加して11億53百万円となりました。

(連結損益)

当行グループ全体の業績につきましては、主として単体の業績の影響により、経常利益21億94百万円、親会社株主に帰属する当期純利益12億1百万円となりました。

[対処すべき課題]

長引く新型コロナウイルス感染症の影響から、企業業績や資金繰りの悪化などの懸念が高まっております。このほか、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約など、不確実性は高まりをみせております。こうした状況において、国、地方自治体、金融機関が一体となって地域経済を支えていくことが重要であるとの認識のもと、当行は営業地域における金融仲介機能発揮のほか、お客さまが抱える課題の解決に全力で取り組んでまいります。

また、脱炭素に向けた取組みの加速など、持続可能な社会の構築に向けた社会的要請は高まりを見せております。当行は「サステナビリティ方針」のもと、地域社会の課題解決に向けた活動を通し、地域の発展と持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

上記課題への対応を含め、経営計画の着実な履行により企業価値の更なる向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	12,564	12,452	13,067	12,887
経常利益	867	1,466	1,635	2,194
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,246	1,062	990	1,201
包括利益	2,258	△1,942	2,051	△745
純資産額	41,415	39,090	40,760	39,634
総資産	789,773	790,655	963,505	970,147

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	679,056	681,903	747,417	741,876
定期性預金	260,949	246,655	236,280	222,246
その他	418,107	435,247	511,136	519,629
貸 出 金	530,084	538,354	589,820	637,204
個人向け	171,513	182,228	187,257	248,735
中小企業向け	205,246	200,521	258,157	241,291
その他	153,324	155,604	144,405	147,178
有 価 証 券	204,427	187,232	185,634	177,871
国 債	43,628	41,196	50,574	52,656
その他	160,799	146,036	135,060	125,214
総 資 産	785,888	787,270	960,125	966,480
内 国 為 替 取 扱 高	2,042,227	1,975,205	1,941,529	1,988,782
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 79	百万ドル 58	百万ドル 66	百万ドル 38
経 常 利 益	759	1,397	1,541	2,092
当 期 純 利 益	1,189	1,015	946	1,153
1 株当たり当期純利益	93円89銭	80円15銭	74円68銭	91円06銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 預金には譲渡性預金は含んでおりません。
3. 1 株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人数

	当 年 度 末			
	銀行業	クレジット カード事業	リース 事 業	信用保証 事 業
使 用 人 数	465人	6人	2人	0人

(注) 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	465人
平 均 年 齢	39年 5月
平 均 勤 続 年 数	16年 9月
平 均 給 与 月 額	315千円

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、時間外手当を含む3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(i) 当行の主要な営業所及び営業所数

福島県：本店営業部はじめ53店

栃木県：宇都宮支店

埼玉県：さいたま支店

東京都：東京支店

(ii) 当行を所属銀行とする銀行代理業者数の一覧

該当ありません。

(iii) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ. クレジットカード事業

株式会社大東クレジットサービス：郡山市中町19番1号

ハ. リース事業、信用保証事業

株式会社大東リース：郡山市中町19番1号

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	252
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等 該当ありません。

ハ. 重要な設備の処分 該当ありません。

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	その他
株式会社 大東クレジット サービス	郡山市中町 19番1号	クレジットカードの 取扱いに関する業務	40百万円	43.75%	—
株式会社 大 東 リ ー ス	郡山市中町 19番1号	各種物件等に係るリ ース業務及び住宅ロ ーン等の保証業務	380百万円	85.30%	—

重要な業務提携の概況

- ①第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
- ②第二地銀協地銀37行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
- ③第二地銀協地銀37行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
- ④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑤株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑥株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑦株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑧株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
鈴 木 孝 雄	取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役) 事務システム部、監査部担当	—	—
岡 安 廣	常 務 取 締 役 (代 表 取 締 役) 人事総務部、営業開発部、 証券国際部担当	—	—
三 浦 謙 一	常 務 取 締 役 (代 表 取 締 役) 経 営 部 長、 経 営 部、審 査 部 担 当	—	—
大 里 裕 昭	取 締 役 長 証 券 国 際 部	—	—
渡 辺 宏 和	取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	—	—
清 水 紀 男	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外 役 員)	ときわ総合サービス株式会社 代表取締役社長	—
松 本 三 加	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外 役 員)	弁護士	—
菅 野 裕 之	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外 役 員)	—	—
佐 藤 親	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外 役 員)	—	—

- (注) 1. 取締役清水紀男氏、取締役松本三加氏、取締役菅野裕之氏及び取締役佐藤親氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役松本三加氏の戸籍上の氏名は渡邊三加ですが、職業上使用している氏名で表記しております。
3. 当行は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支 人 給 数	報 酬 等	基 本 報 酬			業 績 連 動 等 報 酬	そ の 他 の 報 酬 等
			基 本 報 酬	業 績 連 動 等 報 酬	そ の 他 の 報 酬 等		
取締役(監査等委員を除く)	4名	86	72	13	0		
取締役(監査等委員)	5名	28	28	—	0		
計	9名	114	100	13	0		

- (注) 1. その他の報酬等は、報酬以外の金額であります。
 2. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬6百万円を支給しております。
 3. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

当行では、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益等の公表KPIの達成度合いや、各取締役の担当事業の業績を踏まえて算出された額を、賞与（現金報酬）として毎年一定の時期に支給することとしております。なお、当事業年度の業績連動報酬については、当期純利益や「第五次中期経営計画」で掲げる公表KPI等の達成状況を勘案し、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内で、指名・報酬委員会での審議を経た上で取締役会で決定しております。

ハ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く。以下二. まで「取締役」という。)の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第115期定時株主総会において、年額180百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名以内であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、同株主総会において、年額66百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名以内であります。

二．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を得ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

(イ) 基本方針

当行の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当行の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- (ハ) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益等の公表KPIの達成度合いや、各取締役の担当事業の業績を踏まえて算出された額を、賞与（現金報酬）として毎年一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

なお、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬等を支給することを検討していく。

- (ニ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会において検討を行う。

取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

種類別の報酬割合は、基本報酬の3割程度を目安に業績連動報酬等を支払うものとする。

- (ホ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬等の個人別の額は、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととする。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
清 水 紀 男	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外役員との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。
松 本 三 加	
菅 野 裕 之	
佐 藤 親	

(4) 補償契約

補償契約は締結しておりません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

役員等賠償責任保険契約は締結しておりません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
清 水 紀 男	ときわ総合サービス株式会社 代表取締役社長
松 本 三 加	弁護士
菅 野 裕 之	—
佐 藤 親	—

(注) 社外役員の兼職先と当行との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
清 水 紀 男	1 年 9 か月	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席 当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席	日本銀行で長年培われた金融業務経験や、民間金融機関経営に携わった経験、また事業会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当行の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や報酬に関する事項について、独立した客観的な立場から、意見・提言を行うなど監督機能の実効性向上に寄与しております。
松 本 三 加	6 年 9 か月	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席 当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や報酬に関する事項について、独立した客観的な立場から、意見・提言を行うなど監督機能の実効性向上に寄与しております。

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
菅 野 裕 之	2 年 9 か月	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席 当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席	地方行政において長年財務・財政・総務領域に携わった経験と幅広い知識に基づき、当行の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や報酬に関する事項について、独立した客観的な立場から、意見・提言を行うなど監督機能の実効性向上に寄与しております。
佐 藤 親	1 年 9 か月	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席 当事業年度開催の監査等委員会13回全てに出席	地方行政において長年財務・総務領域に携わった経験と幅広い知識に基づき、当行の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や報酬に関する事項について、独立した客観的な立場から、意見・提言を行うなど監督機能の実効性向上に寄与しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	15 (－)	－

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 18,000千株
 発行済株式の総数 12,701千株
 (自己株式29千株を含む)

(2) 当年度末株主数 8,267名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
SBIホールディングス株式会社	2,455 ^{千株}	19.37 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,188	9.37
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	812	6.41
双葉不動産建設株式会社	552	4.35
大東銀行行員持株会	498	3.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	339	2.67
株式会社東邦銀行	196	1.55
さわやか商事株式会社	160	1.26
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	155	1.23
損害保険ジャパン株式会社	152	1.20

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(29千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 銀行等保有株式取得機構から、2021年8月31日現在の保有株式等を記載した2021年9月6日付の大量保有報告書（変更報告書No.4）が関東財務局長に提出されておりますが、当行として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書（変更報告書No.4）の内容は以下のとおりであります。

氏 名 又 は 名 称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川 二丁目28番1号	542	4.27

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 久保 暢子 指定有限責任社員 小川 高広	40	—

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する当該事業年度に係る報酬等の合計額は40百万円であります。
4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 補償契約

補償契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが十分でないと認められた場合は、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任を決定する方針であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行は会社法及び同法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会において「コンプライアンス基本方針」を制定し、その周知徹底を図る。
- ・行内のコンプライアンスに関する情報を一元的に管理する部署を経営部とする。
- ・本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス遵守状況のモニタリング、コンプライアンス・マインド醸成のための啓蒙活動等を実施する。
- ・法務・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討、啓蒙・教育、状況把握等について、定期的に検討・協議する。
- ・不祥事件の未然防止のため、使用人の人事ローテーション及び連続休暇制度を実施する。
- ・取締役会において「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶する。
- ・取締役会において「マネー・ローダリング及びテロ資金供与の防止に関する基本方針」を制定し、マネー・ローダリング及びテロ資金供与の防止のための実効的なリスク管理態勢を確立する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」に基づき、適正に保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会において「リスク管理の基本方針」及びリスク管理に係る重要な規程等を制定し、適切なリスク管理を行う。
- ・銀行全体のリスクを統合的に管理・コントロールする部署として、経営部（リスク担当）を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、各種リスクの評価、モニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・協議する。
- ・内部監査を行う部署として、監査部を設置し、監査方針、監査計画書を取締役会で策定して実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「社則」及び「事務規程」を制定する。
- ・取締役は会社法及び定款の定めに基づき、取締役会の委任を受けた範囲において、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を行うことができる。
- ・迅速かつ機動的に経営の重要事項を決定し業務を執行するために、執行役員を設置する。

⑤当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制]

- ・当行は、子会社の経営内容を的確に把握するため「関連会社管理規程」を制定し、協議・承認事項や報告事項を明確化する。

[子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- ・当行は「関連会社管理規程」に基づき、子会社が行うリスク管理上の重要な事項については、事前に協議し、主管部及び関係部において適切な管理・指導を行う。

[子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- ・子会社が策定する経営方針は、当行の主管部にて事前に協議する。
- ・当行は、円滑な子会社相互の活動と業務上の諸問題につき協調を促進するため、必要ある場合には、関連会社会議を開催する。

[子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

- ・子会社においても、「コンプライアンス計画」及び「コンプライアンス・マニュアル」の規程を具備させる。
- ・当行は「内部監査規程」に基づき、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務執行状況について内部監査を実施する。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査等委員の職務を補助するため、監査部内に監査等委員会事務局を設置する。
- ・監査等委員会事務局の人員は、監査等委員会と協議のうえ、必要な人員を配置する。

⑦監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会事務局の業務を行うにあたって、監査等委員以外の者の指揮命令を受けない。
- ・監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動や評価等については、監査等委員会の事前の同意を得る。

⑧当行並びに子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・当行並びに子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件が発生した場合、速やかに当行の監査等委員会へ報告することとする。
- ・「公益通報者保護規程」において、当行及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関して、当行の監査等委員会へ報告することができる。

⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・「公益通報者保護規程」において、通報者に対して当該通報をしたことを理由に解雇その他いかなる不利益取扱いも行わないことを定める。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員の職務の執行上必要と認められる監査費用について予算の決議を行う。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員は、会計監査のみならず、取締役会、常務会その他の重要な会議へ出席し、必要であると認められるときは意見を述べ、そのほか往査による業務監査を実施する。
- ・代表取締役及び関係する取締役は、当行が対処すべき課題、監査等委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、取締役会等において定期的に監査等委員と意見交換を行う。
- ・監査等委員会は、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換を行い、内部監査の結果等の報告を受ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制

- ・コンプライアンスに関するアンケートを実施し、役職員がコンプライアンスに対する意識を自己評価することでコンプライアンスの重要性を再確認するとともに、集計結果を以後のコンプライアンス環境の改善に活用しました。
- ・行内文書「法務・コンプライアンスニュース」を24回発刊し、最近のコンプライアンス上の留意事項について周知徹底を図ったほか、部店長会議や各種研修会等及び部店内においてコンプライアンス研修を当事業年度において計26回実施し、コンプライアンスの重要性について周知徹底いたしました。

-
- ・ 法務・コンプライアンス委員会を当事業年度において計4回開催し、コンプライアンスを着実に実践するために必要な事項等について協議・検討を行いました。

②リスク管理体制

- ・ 各種リスクの評価やモニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・討議を行うためリスク管理委員会を当事業年度において計3回開催し、各種リスクの状況等の報告を受け必要な検討を行いました。
- ・ 内部監査については年度毎に作成する監査計画書に基づき、延べ143部店において内部監査（現物監査、フォローアップ監査を含む。）を実施し、内部管理体制についての報告を受け必要な改善指示を行いました。

③当行及び子会社における態勢

- ・ 関連会社業務進捗ヒアリングを当事業年度において計2回実施し、子会社の管理・指導を実施いたしました。また、子会社の業務執行状況について、内部監査規程に基づき内部監査を実施しました。

④監査等委員会に関する体制

- ・ 監査等委員会監査の実効性を高め、監査業務を円滑に執行するための体制を確保するため、監査等委員会事務局として監査部所属の職員1名を配置しております。
- ・ 監査等委員は、監査等委員会を定例的に原則月1回（必要に応じて随時開催。当事業年度において計13回）開催するとともに、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。また、監査等委員長（常勤監査等委員）は、業務監査を計42部店実施しました。
- ・ 取締役会の議案として、通常の決議や報告とは別に「審議事項」を設け、当行が対処すべき課題や監査上の重要課題等についての意見交換を行いました。
- ・ 監査等委員長（常勤監査等委員）と内部監査部門との情報交換を毎月1回行い、監査等委員会と会計監査人との意見交換会を年2回開催したほか、三様監査機関（監査等委員長、内部監査部門、会計監査人）協議会を年2回開催し、情報等についての意見交換を行いました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第117期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	135,213	預金	741,876
現金	12,987	当座預金	12,454
預け金	122,226	普通預金	498,325
有価証券	177,871	貯蓄預金	7,137
国債	52,656	通知預金	189
地方債	11,196	定期預金	222,152
社債	75,940	定期積金	93
株式	3,807	その他の預金	1,522
その他の証券	34,269	譲渡性預金	65,566
貸出金	637,204	借入金	114,000
割引手形	507	借入金	114,000
手形貸付	10,124	その他負債	4,461
証書貸付	589,538	未払法人税等	239
当座貸越	37,034	未払費用	214
外国為替	925	前受収益	177
外国他店預け	925	給付補填備金	0
その他資産	6,526	金融派生商品	446
前払費用	2	資産除去債務	28
未収収益	611	その他の負債	3,354
金融派生商品	44	賞与引当金	170
その他の資産	5,868	退職給付引当金	1,135
有形固定資産	9,356	睡眠預金払戻損失引当金	172
建物	1,617	偶発損失引当金	80
土地	7,418	再評価に係る繰延税金負債	1,007
建設仮勘定	3	支払承諾	594
その他の有形固定資産	317	負債の部合計	929,064
無形固定資産	354	(純資産の部)	
ソフトウェア	242	資本金	14,743
その他の無形固定資産	112	資本剰余金	1,294
前払年金費用	441	資本準備金	1,294
繰延税金資産	518	利益剰余金	21,681
支払承諾見返	594	利益準備金	869
貸倒引当金	△2,527	その他利益剰余金	20,812
資産の部合計	966,480	別途積立金	14,900
		繰越利益剰余金	5,912
		自己株式	△49
		株主資本合計	37,670
		その他有価証券評価差額金	△2,004
		土地再評価差額金	1,750
		評価・換算差額等合計	△254
		純資産の部合計	37,416
		負債及び純資産の部合計	966,480

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第117期 (2021年 4月 1 日から 2022年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		11,735
資金運用収益	8,219	
貸出金利息	6,772	
有価証券利息配当金	1,197	
預け金利息	249	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	3,121	
受入為替手数料	619	
その他の役務収益	2,502	
その他業務収益	72	
外国為替売買益	14	
商品有価証券売却益	0	
国債等債券売却益	57	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	322	
貸倒引当金戻入益	78	
償却債権取立益	67	
株式等売却益	47	
その他の経常収益	128	
経常費用		9,642
資金調達費用	63	
預金利息	59	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息	△0	
役務取引等費用	1,151	
支払為替手数料	66	
その他の役務費用	1,085	
その他業務費用	906	
国債等債券売却損	906	
その他の業務費用	0	
営業経費	7,111	
その他経常費用	410	
貸出金償却	130	
株式等売却損	199	
株式等償却	10	
その他の経常費用	69	
経常利益		2,092
特別利益		38
固定資産処分益	38	
特別損失		377
固定資産処分損	21	
減損損失	355	
税引前当期純利益		1,753
法人税、住民税及び事業税	438	
法人税等調整額	161	
法人税等合計		600
当期純利益		1,153

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	135,215	預金	741,258
有価証券	177,572	譲渡性預金	65,466
貸出金	636,345	借入金	114,290
外国為替	925	その他負債	6,358
リース債権及びリース投資資産	2,558	賞与引当金	174
その他資産	8,816	退職給付に係る負債	1,094
有形固定資産	9,598	睡眠預金払戻損失引当金	172
建物	1,673	偶発損失引当金	80
土地	7,557	繰延税金負債	15
建設仮勘定	3	再評価に係る繰延税金負債	1,007
その他の有形固定資産	363	支払承諾	594
無形固定資産	361	負債の部合計	930,513
ソフトウェア	247	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	113	資本金	14,743
退職給付に係る資産	470	資本剰余金	1,294
繰延税金資産	507	利益剰余金	22,903
支払承諾見返	594	自己株式	△49
貸倒引当金	△2,818	株主資本合計	38,892
		その他有価証券評価差額金	△1,921
		土地再評価差額金	1,750
		退職給付に係る調整累計額	54
		その他の包括利益累計額合計	△116
		非支配株主持分	858
		純資産の部合計	39,634
資産の部合計	970,147	負債及び純資産の部合計	970,147

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		12,887
資金運用収益	8,230	
貸出金利息	6,784	
有価証券利息配当金	1,197	
預け金利息	249	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	3,366	
その他業務収益	952	
その他経常収益	338	
貸倒引当金戻入益	82	
償却債権取立益	67	
その他の経常収益	187	
経常費用		10,693
資金調達費用	65	
預金利息	59	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	
借用金利息	2	
役務取引等費用	1,127	
その他業務費用	1,677	
営業経費	7,407	
その他経常費用	414	
その他の経常費用	414	
経常利益		2,194
特別利益		38
固定資産処分益	38	
特別損失		377
固定資産処分損	21	
減損損失	355	
税金等調整前当期純利益		1,855
法人税、住民税及び事業税	461	
法人税等調整額	171	
法人税等合計		632
当期純利益		1,222
非支配株主に帰属する当期純利益		21
親会社株主に帰属する当期純利益		1,201

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 暢 子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小川 高 広 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大東銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 暢 子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小川 高 広 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大東銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社大東銀行		監査等委員会	
常勤監査等委員	渡 辺 宏 和 ㊞		
監査等委員	清 水 紀 男 ㊞		
監査等委員	松 本 三 加 ㊞		
監査等委員	菅 野 裕 之 ㊞		
監査等委員	佐 藤 親 ㊞		

(注) 監査等委員 清水紀男、松本三加、菅野裕之及び佐藤親は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

〒963 - 8004
福島県郡山市中町19番1号
当行本店大会議室(6階)
電話 (024) 925-1111

当日受付(入場)は午前9時より
開始いたします。

交通のご案内

電車でお越しの株主さま

J R 郡山駅より徒歩5分



お車でお越しの株主さま

本店南側のリパーク郡山大
東銀行南駐車場をご利用願
います。



駐車場詳細図



大東銀行

ホームページ <https://www.daitobank.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。